



脱炭素社会の実現に向け
トラック・バス・タクシーの
EV 等化を支援！

令和 7 年 3 月 2 6 日
京 都 市 環 境 政 策 局
〔担当：地球温暖化対策室〕
電話：075-222-4555

令和 7 年度京都市自動車運送事業者向け車両の
脱炭素化モデル支援事業の受付開始
～市内の自動車運送事業の脱炭素化を促進～

自動車運送事業で使用する車両への電気自動車（EV）等の導入は、普及初期段階であり、事業者にとっては、運送車両や充電設備に係る費用面での負担が大きいことに加えて、充電時間を考慮した運行計画・配送計画を構築する必要があるといった課題があります。

本事業では、自動車運送事業者に対し、EV 等の車両の導入に掛かる費用を支援する補助金を交付します。これにより EV 等導入時の運用事例を創出し、その導入や運用に係るノウハウを収集、周知啓発を行うことで、自動車運送事業における脱炭素化を促進します。

この度、令和 7 年度における申請受付を開始します。

1 補助制度の概要

(1) 補助金の交付対象者

- ① 京都市内に事業所又は営業所を有している貨物運送事業者、バス事業者及びタクシー事業者
- ② ①の事業者に交付対象車両をリースするリース事業者

(2) 補助金の交付対象車両の要件

- ・国補助事業^{※1}の補助対象車両として登録された車両であること。
- ・令和 8 年 3 月 2 4 日までに初度登録がなされる車両であること。
- ・車検証の「使用の本拠の位置」欄が京都市内であること。

※1 環境省の「令和 6 年度（補正予算）商用車の電動化促進事業」、「令和 7 年度商用車の電動化促進事業」又は「令和 7 年度環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」を指す。

(3) 補助金の交付対象車両及び補助上限額等

補助金の交付対象車両の種類		補助金額	補助上限額	予算の範囲
トラック	EV	【標準的燃費水準車両との差額】×1/9 [※]	30 万円	240 万円
	HV	【標準的燃費水準車両との差額】×1/8 [※]	20 万円	
バス	EV	【標準的燃費水準車両との差額】×1/9 [※]	40 万円(中・大型) 30 万円(小型)	
タクシー	EV ※軽除く	① 20 万円 ② 補助金の交付対象車両の本体価格から【市基準額】や本市以外からの補助金等を差し引いた金額 ①、②のいずれか低い額	20 万円	

※ 【標準的燃費水準車両との差額】から本市以外の補助金等を差し引いた金額」といづれか低い額を補助金額とする。

【標準的燃費水準車両との差額】：国補助事業の補助対象車両と標準的燃費水準車両の本体価格との差額

EV バス・EV トラックの場合：国基準額×3/2、HV トラックの場合：国基準額×2

国基準額：「国補助事業」の実施要領から算出・公表されている補助対象車両の型式ごとの基準額

【市基準額】：本市が設定した標準的なガソリン車両の本体価格（245 万円）

(4) 注意事項

- ① 本補助制度は国補助事業等との併用が可能です。
ただし、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が実施する「グリーンイノベーション基金事業費助成金」などの、実質的に電動化に要する価格差がなくなる補助事業は併用できません。その他の補助事業等の併用については、事前に当該補助事業の執行団体に御確認ください。
- ② 補助金の交付対象車両の使用者1者につき、2両の導入を上限とします。
- ③ 補助金の交付は予算の範囲内で行い、原則先着順とします。
ただし、同日着の場合はこれまでに申請のなかった使用者や特定事業者でない使用者の事業等を優先し、これらに差異がない場合は、抽選により順序を決定します。
- ④ 本補助制度は、EV 等の導入や運用に係るノウハウの収集を目的としていることから、車両導入後、車両の使用者による年1回の稼働実績の報告を必須とします。
(報告期間 3年間)

2 交付申請

(1) 交付申請受付期間

補助金の 交付対象車両 の種類		使用者の種別	交付申請受付期間※1
トラック	EV	貨物運送事業者のうち、市が定める特定事業者※2でない者※3	令和7年4月1日～令和8年3月14日
		上記以外の貨物運送事業者	令和7年7月1日～令和8年3月14日
	HV	貨物運送事業者のうち、特定事業者※2でない者（個人事業主を含む）	令和7年7月1日～令和8年3月14日
バス	EV	バス事業者のうち、全ての個人事業主又は事業者※3	令和7年4月1日～令和8年3月14日
		上記以外のバス事業者	令和7年7月1日～令和8年3月14日
タクシー	EV	タクシー事業者のうち、市が定める特定事業者※2でない者※3	令和7年4月1日～令和8年3月14日
		上記以外のタクシー事業者	令和7年7月1日～令和8年3月14日

※1 申請期間中であっても、予算の上限に達した場合は、早期に受付を終了します。

※2 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第7号に定める特定事業者の要件に該当する者

※3 これまでに本補助金の交付を受けたことがある使用者は除く。

(2) 交付申請窓口

窓口：京都市環境政策局地球温暖化対策室

場所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
(京都市役所 本庁舎1階)

方法：窓口へ持参又は郵送（郵送の場合必着）

電話：075-222-4555（モビリティ事業推進担当まで）

※ 受付及び問い合わせは、午前9時から午後5時まで（土日祝を除く）

